

**Q** 2019年4月1日から順次施行される「働き方改革関連法」の時間外労働の上限規制について教えてください。

**A** 時間外労働の上限規制は一部業種を除いて大企業は2019年4月から、中小企業は2020年4月から施行されます。詳細については次の通りです。

法律で時間外労働の上限を定め、特別な事情がなければ下記①を超える残業はできなくなります（罰則あり、6カ月以上の懲役または30万円以下の罰金）。

①原則月45時間、年360時間まで

②臨時的な特別な事情があり労使が合意する場合

a: 年720時間以内

b: 複数月(2～6カ月)平均80時間以内(休日労働を含む)

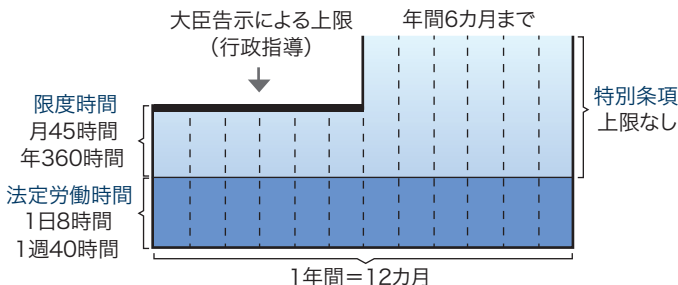
c: 月100時間未満(休日労働を含む)

※突発的、一時的なものでも上記を超えることは認められません。

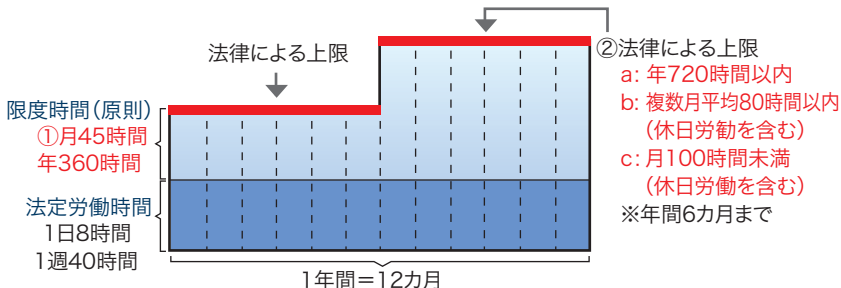
※原則である月45時間を超えることができるのは、年間6カ月までです。

※建設業や自動車運転など、一部適用猶予や除外の事業・業務があります。

**施行前** 法律上は、残業時間の上限がありませんでした(行政指導のみ)



**施行後** 法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります



■「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ

改正法の詳細は厚生労働省HP「働き方改革」の実現に向けて」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>